

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【公表番号】特表2016-522092(P2016-522092A)

【公表日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-045

【出願番号】特願2016-514299(P2016-514299)

【国際特許分類】

B 2 3 F 23/04 (2006.01)

B 2 3 Q 7/04 (2006.01)

【F I】

B 2 3 F 23/04

B 2 3 Q 7/04 G

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月24日(2017.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0083】

両方向矢印で図8に示されている通り、片持梁プラケット42a、42b、42cは、被加工物用スピンドルの軸方向に心押し台柱に対して互いに単独で移動する能力を備えて構成されている。心押し台柱41と回転キャリア59との間の剛結合にも関わらず、この構成により、例えば、心押しセンタ43cを上昇させ、工具68、例えば先行作業位置で粗く機械加工された被加工物の仕上げ用の研削ウォームを用いて、締付け装置53(工具は図面に示されていない)および締付け装置54により保持されている被加工物を同時に機械加工することによって、図7の締付け装置55に連結されている被加工物の交換を可能にする。